

在宅医療の相談窓口を紹介します

三島市医療介護連携センター

市内を4つの地区に分けて、それぞれの地区に在宅医療の担当医師を配置しています。

相談時間

月曜～金曜日午前9時30分～午後4時
 ※祝日、8月15日～17日、12月29日～
 1月3日はお休み

ところ

南本町4-31 (三島市医師会館2階)

問合せ

☎ 957・8151 FAX 957・3015

相談事例

- ・自力では通院できなくなりました。
- ・本人を自宅で看取ってあげたい。
- ・どこの病院に行けばよいかわからない。
- ・退院するけど、今後の医療が心配…

自宅での療養を支援します

三島市医療介護連携センターでは、「自宅で療養したい」、「自宅で本人を看取ってあげたい」といった本人や家族からの相談を受けて、在宅医療を行う医師を調整・紹介しています。また、受診先の相談など、医療全般に関する相談にも応じています。本人や家族と一緒に在宅支援をしている方々からは、自宅で安心して療養することができた、よかったといった声が多く寄せられています。

医療や介護が必要になった時に慌てないためにも、元気なうちから今後どのように生活していきたいのかということや、家族も含めて話し合っておくことが必要だと思います。入院したくてもすぐにはできないし、施設も空いていないということも多い。仕方がないから自宅で生活するというのではなく、あらかじめ方向性を決めておけば、本人の希望に沿う形で、を手助けする専門職をスムーズに集めることができると思います。



在宅医療
コーディネーター
藤井章子さん

コラム

多くの人を自宅で看取っている山口医師に思いをつづってもらいました

看取りとは その人のラスト1%の 人生に寄り添うこと



山口晶久さん
山口医院院長
三島市医師会副会長。
地域密着の「かかりつけ医」を目指し、多くの在宅療養者をサポートしている。

看取り医者

「命は『いつとき』しか救えない」、だから限られた時間を大切に生きましよう。がんと感染症と外傷は治ることはあるけど、高血圧、糖尿病などほとんどの病気は、「よくなるけど治らない」、だから病気とうまく付き合いつながら生きましよう。「病はなくても命は尽きる」、生まれた時から1日過ぎると、命は1日短くなっています。だから日々、自分なりに精一杯生きましよう。そんな生き方のラスト1%に寄り添ってあげるのが看取りだと思っています。患者さんが自分の親だったらどうする、といつも思いながら接しています。

患者さんが目を閉じた時、「自分なりによくやったかな」と、少しでも「ニヤ」ついて死を迎えることができるの良いと思っています。家族から、「ありがとうございました」と言われると、「誰かのためになったかな」と思いますが、このごろは、こんな医者もあかなと思っています。



情報

消費税率の引き上げに伴い、各家庭の負担が増えますのでご確認ください
10月以降の水道料金、下水道使用料などの変更について

10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、水道料金、下水道使用料、水道加入金などの料金も変更となります。

水道料金・下水道使用料

新税率適用日 10月1日(火)から
経過措置など 上記適用日以前から継続使用している人は、12月検針分から新税率(10%)を適用します。

【試算】一般家庭で、2カ月間に水を40m³使用した場合(口径13mm~25mm)

区分	現行消費税率(8%)	改正後消費税率(10%)
水道料金	4,300円 (うち消費税 318円)	4,380円 (うち消費税 398円)
下水道使用料	3,700円 (うち消費税 274円)	3,780円 (うち消費税 343円)
合計額	8,000円	8,160円

水道加入金など

新料金は、10月1日(火)以降に水道課へ給水装置の新設などを申し込んだものから適用します。

区分	現行消費税率(8%)	改正後消費税率(10%)
水道加入金(20mmの場合)	105,840円	107,800円
給水の再開手数料	1,080円	1,100円

◆共通の注意事項 表で示した水道(下水道)料金試算の使用水量や、水道加入金の口径などは一例です。このほかの場合などは、市ホームページでご確認ください。



問▶水道料金、水道加入金などについて…水道課 ☎ 983・2657 ▶下水道使用料について…下水道課 ☎ 983・2661

情報

笑顔あふれる地域の未来のために
第2回地域コミュニティ連絡会を開催します

内テーマ:「みんなが繋がるまちづくり~笑顔あふれる地域の未来のために~」

各小学校区で活動する団体のリーダーたちが「三世代交流・居場所の活用」と「見守りのある地域づくりに向けて」をテーマに意見交換します。

対自治(町内)会長、民生・児童委員、PTA、スポーツ関係者、消防団など、地域で活動するリーダーの皆さん

問きずなづくり推進室 ☎ 983・2708



時間 すべて午後7時~8時45分

とき	ところ	小学校区
10月4日(金)	錦田公民館	錦田小学校区
10月8日(火)	錦田公民館	向山小学校区
10月10日(休)	坂公民館	坂小学校区
10月15日(火)	消防署	南小学校区
10月23日(火)	市民体育館	沢地小学校区
10月25日(金)	市民体育館	北小学校区
10月28日(月)	市民体育館	山田小学校区
10月29日(火)	中郷文化プラザ	中郷小学校区 ・長伏小学校区
11月1日(金)	北上文化プラザ	佐野小学校区
11月5日(火)	北上文化プラザ	北上小学校区
11月14日(休)	北上文化プラザ	徳倉小学校区

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用(記載なしは無料)・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み(記載なしは不要)・問問合せ